

# 原田地区まちづくり協議会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は原田地区まちづくり協議会と称し、事務局を原田まちづくりセンターに置く。

### (目的)

第2条 本会は、地区住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地区共通の課題の解決に努め、各種地区団体と密接な連携を図りながら、ふれあいのある心豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地区の課題の把握や情報の発信
- (2) 地区の課題解決に向けての協議及び事業の実施
- (3) 原田地区まちづくり行動計画の策定及びそれに基づく事業の実施
- (4) その他組織の目的達成のために必要な活動

### (構成)

第4条 本会の委員は、町内会長、生涯学習推進会並びに各種団体長、各種団体経験者等を持って構成する。

## 第2章 役員

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名
- (3) 部門副担当4名
- (4) 部会長7名
- (5) 会 計2名
- (6) 監 事2名
- (7) 相談役若干名

### (役員を選任)

第6条 この会の役員は、次の方法によって選出する。

- (1) 会長は役員会で推薦し、総会の承認を受ける。
- (2) 副会長、事務局及び会計は会長が推薦し、役員会・総会の承認を受ける。
- (3) 部門副担当及び部会長は会長、副会長が推薦し、役員会・総会の承認を受ける。
- (4) 副部会長は部会員の互選により選出する。
- (5) 相談役は直前会長を選出する。

### (役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。各部門を統括する。
- (3)部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- (4)会計は、本会の出納に関する一切の業務を処理する。
- (5)監事は、本会の会計事務を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。再任は妨げない。

### 第3章 部会

(部会)

第9条 本会に次の表の左欄に掲げる部会を置く。部会は、それぞれの右欄に掲げる団体等から構成される。

部 会	団 体 等
防災部会	連合町内会、自主防災会、原田水防団、消防第7分団、
福祉部会	福祉推進会、悠容クラブ、女性の会、民生委員児童委員、保護司会、鑑石園、市民ふれあいバンク、吉原中部地域包括支援センター
文化広報部会	生涯学習推進会文化広報部、豊友会、原田ふるさと愛好会、市職員原田地区まちづくり担当班
青少年育成部会	生涯学習推進会青少年育成部、青少年指導員、子ども会育成会、原田小PTA、吉原三中PTA、絵本のへや、原田幼稚園PTA、原田清流子供太鼓、
生活安全部会	生涯学習推進会生活安全部、交通安全指導員、交通安全協会原田分会、原田地区地域安全協議会
体育保健部会	生涯学習推進会体育保健部、健康推進員、スポーツ推進員
環境・美化部会	花の会、緑化指導員、湧水クラブ、滝川水利環境委員会
オブザーバー	市議会議員、原田小学校、吉原第三中学校、原田幼稚園、第三保育園、富士市農協原田支店

2 部会に、部会長1名、副部会長1名を置く。

### 第4章 総会

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関であり、役員及び委員をもって構成する。

(総会の機能)

第11条 総会は、次の事項を決議する。

- (1)事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支決算に関する事項
- (2)原田地区まちづくり行動計画の策定及び見直しに関する事項
- (3)役員(部会長を除く)の選任に関する事項
- (4)規約の変更に関する事項

## (5)その他の重要事項

### (総会の開催)

第12条 通常総会は、毎会計年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)会長が必要と認めたとき。
- (2)全代表者の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

### (総会の議長)

第13条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

### (総会の議決)

第14条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第5章 役員会

### (役員会の構成)

第15条 役員会は、次に掲げる役員で構成する。

- (1)会長
- (2)副会長
- (3)部門副担当
- (4)会計
- (5)部会長
- (6)運営委員15名以内
- (7)市職員地区班長
- (8)相談役

### (役員会の機能)

第16条 役員会は、次の事項を決定する。

- (1)総会に付すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

## 第6章 会議の議事録

### (会議の議事録)

第17条 会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)代表者の現在数及び出席者数
- (3)開催目的、審議事項及び議決事項
- (4)議事の経過の概要及びその結果

## 第7章 会計

### (経費)

第18条 本会の経費は、寄附金その他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第19条 本会の事業計画及び予算は、事項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第20条 本会の事業報告及び決算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

## 第8章 規約の変更

(規約の変更)

第22条 この規約の変更は、総会の議決を得て行う。

## 第9章 雑則

(情報の公開)

第23条 本会の運営及び事業等に関する情報については、構成団体に対して積極的に公開するよう努めるものとする。

(委任)

第24条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

(附則)

この規約は、平成26年 4月 1日から施行する。

(附則)

この規約は、一部改正して、平成28年 5月21日から施行する。

(附則)

この規約は、一部改正して、平成30年 5月19日から施行する。

(附則)

この規約は、一部改正して、令和元年 5月 17日から施行する。